

## 第 7 章 条例の位置づけ及び見直し

### (条例の位置づけ)

第 20 条 この条例は、協働のまちづくりの基本原則であり、市民等及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

### 【条文の趣旨】

第 20 条は、この条例が本市の協働のまちづくりを推進するための基本原則であり、市民等と市がこの条例の趣旨を最大限に尊重し、活気のある豊かな地域社会の実現を図ることについて定めています。

### 【解説】

この条例は、協働のまちづくりを進めていくうえでの基本原則であり、市民等と市との協働の仕組みとルールとなるものです。まちづくりの主体である市民等と市等がこの条例の趣旨を理解し実践していくことによって、この条例の本来の目的を達成することができます。市民等と市は、この条例の事項を最大限に尊重しながら、協働のまちづくりを進めていかなければなりません。また、市においても市政運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重することとしています。

### (条例の見直し)

第 21 条 市は、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

### 【条文の趣旨】

第 21 条は、この条例の見直しについて定めています。

### 【解説】

時代は刻一刻と変化しており、今後の社会情勢や経済情勢は予想できない状況にあります。こうしたことから、これからの協働のまちづくりをより実効性のあるものとしていくため、常に社会情勢等との適合性を勘案しながら必要に応じて条例の見直しを行うことを定めています。

## 第8章 雑則

(委任)

第22条 この条例に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

【条文の趣旨】

第22条は、この条例で定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることとしています。